

年会費一覧表

公益社団法人 三次法人会

電話：0824-63-2918

FAX：0824-53-1182

会費規程

(目的) 第1条	この規程は、公益社団法人三次法人会の定款第8条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。		
(会費種類) 第2条	会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。 年額会費（月額会費×12ヵ月）は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。		
	資本金区分	通年度年会費	中途入会時月額年会費
	(1) 正会員は資本金額により次のとおりとする	年 額 会 費	月 額
	資本金500万円未満	5,000円	400円
	資本金500万円以上1,000万円未満	7,000円	600円
	資本金1,000万円以上3,000万円未満	9,000円	700円
	資本金3,000万円以上5,000万円未満	12,000円	1,000円
	資本金5,000万円以上	15,000円	1,250円
	支店法人等	10,000円	1,000円
	(2) 準会員 正会員の子会社に相当する者。(同族グループ法人、関連法人) 会費は1,000円とする。		
	(3) 賛助会員は本会の活動に賛助する法人又は個人。 法人は年額会費10,000円、個人は、年額会費2,000円とする。		

※会費について【資本金により決められています】

注1. 入会金は不要

注2. 正会員の年会費は、月額により年会費を算定します。この場合1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げます。

(例、10月に入会した場合・・・10月から翌年の3月までの6ヶ月分となります。)

注3. 次年度からは、年額を毎年8月27日（休日の場合翌営業日）に指定口座より自動引落になります。

別途「預金口座振替依頼書」がございますのでご利用下さい。